

パワーハラスメント指針 2019年12月23日 正式に決定

6類型 防止義務の適用 大企業は2020年6月1日から 義務化(中小企業は2022年から)

パワーハラスメント(パワハラ)に該当するかどうかを判断するための国の指針(パワハラ指針)が2019年(令和元年)12月23日、労使代表らによる労働政策審議会の分科会で正式に決定し、大企業は本年6月1日(予定)から、中小企業は2022年4月1日からパワハラ防止策を取ることが義務化され令和2年1月15日に告示されました。

第24回労働政策審議会雇用環境・均等分科会 [リンク](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08352.html

改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法30条の2)では、パワハラを

- ① 優越的な関係を背景にした言動で
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので
- ③ 労働者の就業環境が害されること

と定義し、パワハラを行ってはならないと明記した。

労使の代表らによる労働政策審議会の分科会が12月23日にとりまとめた指針では、厚生労働省が定めたパワハラ6類型に沿ってパワハラに当たる例と当たらない例を列挙している。

- ① 身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ② 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③ 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④ 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑤ 過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- ⑥ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

「パワハラ対策法」は令和元年5月29日に参院本会議で既に可決成立しており、パワハラ防止対策の法制化は進み年内にも「指針」が示される見通しとなっていた。

法の成立やガイドラインが示される以前から、企業は既に相談窓口の設置や社内規定の整備など独自のパワハラ防止策を講じているところが多い。

厚労省の調査（16年、全国約4600社を調査）によると、5割超の企業がパワハラ防止や解決に向けて取り組んでいると回答している。そのうち6割の企業は就業規則など社内規定に盛り込み済みとなっている。



葉がでる前に開花するマンサク

黄色い花弁の花が2月に咲いている

人材育成のための上司による部下の指導とパワハラとの見解も難しい問題を抱えている。「指導」を逸脱した例も多く指摘されている。

相談窓口を設置しルールをつくりさえすればパワハラが防げるというわけではなく、「企業文化を根幹から見直さないとパワハラはなくなる」と指摘されている。

2019年8月パワハラを受けたとされる男性新入社員が自殺した三菱電機では、グループの従業員が従うべき指針として行動規範を定めており、18年4月発行版では80ページ超の冊子に、「人権の尊重」として「ハラスメントや誹謗・中傷、威圧による業務の強制等相手の人格を無視した行為は行いません」と記されている。

だが、自殺した新入社員が残したメモには、男性上司から「自殺しろ」と言われたと記されていたという。同社の別の社員は入社1年目に、上司から「こんな中学生でもわかる」などと何度も大声で言われたという。

トヨタ自動車では、上司に「死んだほうがいい」と言われた末に自殺した男性が労災と認定された。

楽天（IT）でも、上司から暴行を受けた男性社員が、退職後に労災認定された。この男性は「パワハラ相談の部署に相談したにもかかわらず、十分な調査もせず、相談を否定された」といい、楽天は「社内規定にのっとり、適切に対応している」という。

このように一流企業といわれるところで行き過ぎた指導や人権侵害が繰り返し発生している。

指針では、大勢の前で威圧的にしかりつけることや、業務に関係のない雑用を強制することはパワハラに当たると定め、企業に防止策をとるよう求めている。

「パワハラは企業文化を根幹から見直さないとならない」と指摘される。

今般の「指針」により企業は企業風土の見直しが改めて必要となった。取り組まない企業には行政指導で改善を求め、パワハラ指針に従わない場合は企業名が公表される。最新の意義を認識し経営者だけでなく、働き手一人ひとりにも突きつけられている課題でありだ。

指針の役割は「パワハラはいけない」との意識を日本全体に広げることだ。それは経営者だけでなく、働き手一人ひとりにも突きつけられている課題でもある。

2020年4月1日から

時間外労働の上限規制が中小企業にも施行されます



アクセス **XO** 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番
すぐ目の前 (1階ミッド)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面
特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =